

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

富士河口湖町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

(省略)

1. 大石・河口地域

(1) 現況

本地域は、水稻、キャベツ等の露地野菜、花卉を主体に営農を行っている。今後とも農業振興を図るためには、農道・排水路・鳥獣害防止柵等を適切に保全管理することが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業を推進することにより、耕作放棄地発生防止と多面的機能の発揮の促進を図ると共に、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及していくことで、生物多様性を保全していく。

2. 旧上九一色富士ヶ嶺地域

(1) 現況

本地域は酪農地帯であり、富士西麓地域畜産基地建設事業や畑地帯総合土地改良事業により県内有数の畜産団地を形成している。今後とも農業振興を図るためには、農道・排水路・鳥獣害防止柵等を適切に保全管理することが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業を推進することにより、耕作放棄地発生防止と多面的機能の発揮の促進を図ると共に、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及していくことで、生物多様性を保全していく。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	大石・河口地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

②	富士ヶ嶺区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
---	--------	-------------------------------

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

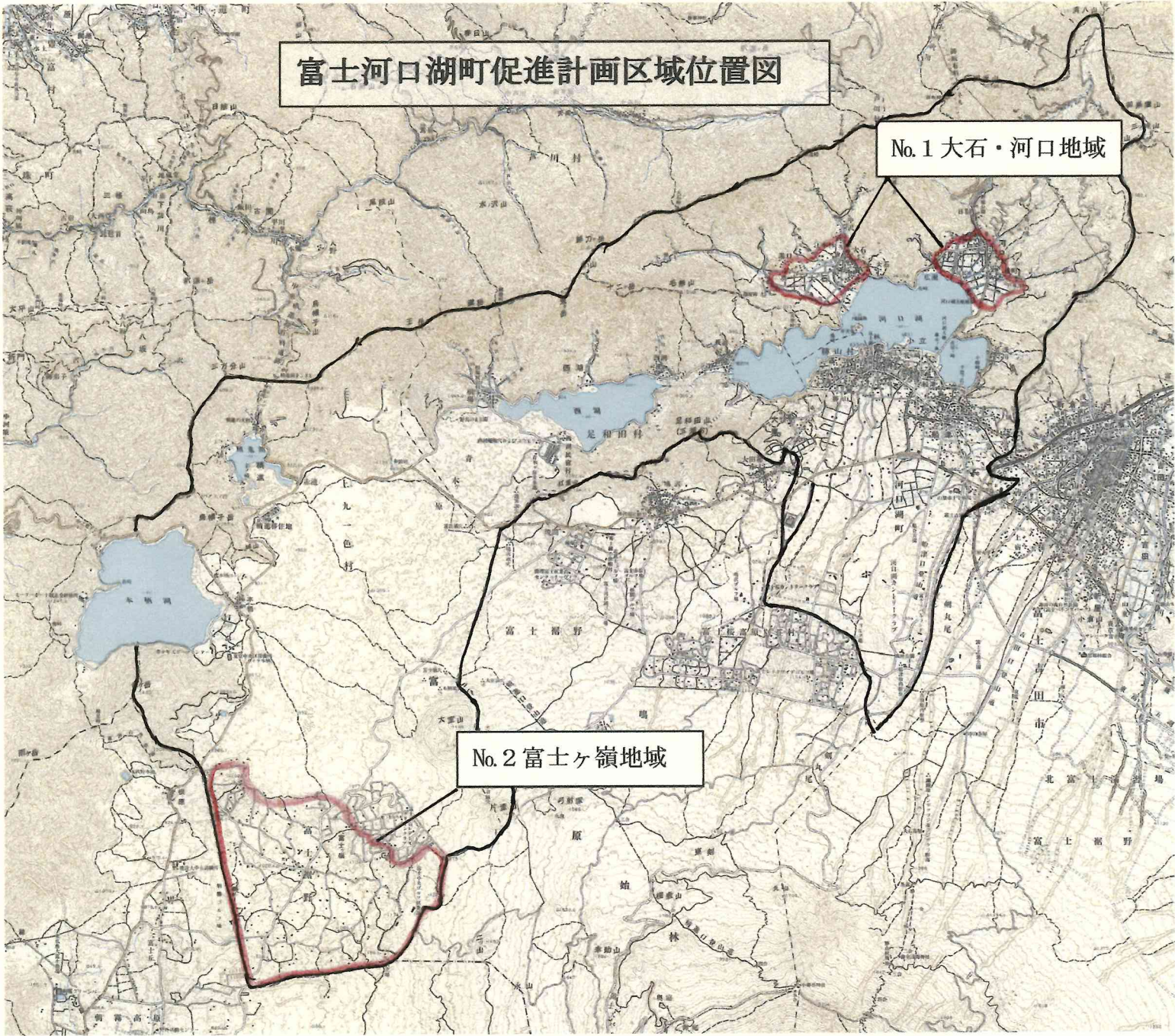
5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

()

富士河口湖町促進計画区域位置図

No. 1 大石・河口地域

No. 2 富士ヶ嶺地域



富士河口湖町促進計画区域図 No.1

凡例

- 1号事業(多面的機能支払)
- 2号事業(中山間地域等直接支払)
- 3号事業(環境保全型農業直接支払)
- 4号事業(その他事業)
- 重点区域

富士河口湖町促進計画区域図 No.2

凡 例

	1号事業(多面的機能支払)
	2号事業(中山間地域等直接支払)
	3号事業(環境保全型農業直接支払)
	4号事業(その他事業)
	重点区域

